

森六グループ行動指針

私たち、森六グループの役員、社員一人ひとりは、森六グループ各社の企業価値向上と持続可能な社会づくりに貢献するため、次のとおり行動します。

行動指針

1. 法令遵守

(1) 法令遵守

全ての活動において法令・社内外のルール of 遵守を最優先させ、社会の一員として社会常識に沿った倫理的行動をとります。

自己が担当する商品・サービスに適用される法令・社内外のルールの内容を理解するとともに、法令等で要求される許認可等の手続を遵守します。

法令等の解釈について不明な点がある場合には、法務部門、行政機関、または社外の専門家に確認し、内容を正しく理解したうえで活動します。

(2) 適正な報告・公表

悪い情報であっても積極的かつ迅速に上司・経営トップに報告します。また、悪い情報の報告を受けた場合であっても、非難や批判をせず、きちんと話を聞きます。

虚偽もしくは架空の内容での記帳、記入、申請、報告および公表、記録の改ざん並びに事実の隠蔽は行いません。

(3) 情報の適切な管理・利用

自社の秘密情報、顧客情報、個人情報および他者の秘密情報は、適正かつ厳重に管理し、これらを第三者に漏洩せず、所定の目的以外に使用しません。

個人情報の収集、利用、保管、開示、廃棄等について、法令および社内ルール等を遵守し、個人情報を適正に取り扱います。

インサイダー情報を業務上知り得た場合、インサイダー情報が公開されるまでは、インサイダー取引およびその疑いを持たれるような株式等の売買は行わず、また、顧客、家族、友人等にインサイダー情報を提供したり、そのような売買の取引を行うよう誘引しません。

(4) 会社資産の適切な管理・使用

会社の資産は、有形無形を問わず、社内ルール等に従い管理し、漏洩、紛失、盗難等を防ぐよう適切に取り扱います。

会社の資産および経費を、個人的な目的に流用するなど、業務以外の目的で使用しません。

会社の情報システムは業務のためのみに使用し、個人的な目的には使用しません。また、ID やパスワードは厳重に管理し、社外への漏洩を防ぎます。

(5) 利益相反行為の禁止

会社の利益に反して、自己、取引先または第三者の利益を図る行為を行いません。

(6) 公平・公正な取引

カルテル(同業者との間で、商品・サービスの価格についての取決めや、数量、地域、顧客などの割当を行うことなど)や入札談合には一切参加せず、関与もしません。

営業活動において、商品・サービスの品質、性能等について、事実に反する表現や誤解を生じさせるような表現は行いません。

複数の業者の中からサプライヤーを選定する場合には、品質、価格、納期、技術、安定供給等の諸条件を公正に比較、評価し、最適な取引先を決定します。

(7) 取引先・公務員・社会等との健全な関係

取引先等の役職員に対し社会通念を超える贈物、接待その他の経済的利益を供与しません。また、取引先等の役職員から社会通念を超える経済的利益を受けません。

国内外の公務員またはこれに準ずる者に対し、その職務に関しまたは営業上の不正の利益を得るために、金銭、贈物、接待その他の経済的利益を供与しません。また、代理店その他の仲介人、コンサルタントの第三者を、公務員等またはこれらの者の親類若しくは共同事業者に対する不当な金銭上または他の利益を経由させる手段として利用しません。

各種寄付・献金は、その必要性と妥当性を十分に検討のうえ、事前に社内ルールに従って承認を受けてから行います。また、贈賄・利益供与や違法な政治献金はもとより、政治・行政との癒着が存在するかのような誤解を招きかねない行動を厳に慎み、健全かつ透明な関係作りに努めます。

(8) 知的財産権の尊重

他者の知的財産権を尊重し、商品・サービスの提供前に、他者の知的財産権の侵害予防のための調査を行い、他者の知的財産権を侵害することがないように努めます。また、他者のコンピュータソフトウェアその他の著作物を無断にコピーして利用するなどの不正利用は行いません。

開発等の事業活動により得られた発明等の成果は、知的財産として適切な保護を図るとともに、有効に活用します。

(9) 適時・適切な情報開示と相互理解

関係法令・ルールに従い、適時かつ適切に企業情報の開示を行います。

全てのステークホルダーに経営理念や事業活動状況を明確に伝え、それらに対する意見・批判は真摯に受け止め、ステークホルダーとの相互理解を深めるよう努めます。

(10) 飲酒運転の厳禁

交通ルールとマナーを守り、飲酒運転は絶対に行いません。

2. 人間尊重

(1) 差別禁止

国籍、性別、年齢、信条、または社会的身分などを理由として雇用管理や処遇について差別的な取り扱いをしません。

(2) ハラスメントの禁止

常に健全な職場環境を維持することに努め、相手の意に反する性的な言動を行わないとともに、他人に嫌がらせと誤解されるおそれのある言動を行いません。

個人の人格や尊厳を傷つける言動(暴力、暴言、罵声、誹謗・中傷、いやがらせ、侮蔑、威迫など)や、職務上・取引上の立場を利用した不当な強要等は行いません。

(3) 個の尊重

自ら考え・行動し、新たなアイデアを生み出すとともに、他の社員の個性・考えおよびプライバシーを尊重します。

(4) 強制労働・児童労働の禁止

いかなる国・地域においても、強制労働や児童労働は認めません。

(5) 安全で衛生的な職場の維持

安全で衛生的な職場環境の整備に努め、業務上の安全・衛生に関する法令・社内ルール等を理解し、これを遵守します。

事故・災害を未然に防止するとともに、事故・災害発生時には、人命を最優先とし、迅速に対応します。

3. 顧客満足

(1) 顧客価値の共創

優れた技術、品質、コスト、納期で、社会的に有用な商品・サービスを提供するとともに、それらが顧客の企業

価値向上にどのように応えることができるか等の情報も提供するよう努め、顧客価値を共創します。

(2)顧客満足度の向上

顧客の声に耳を傾け、顧客からの問合せ、苦情、要望等には迅速かつ的確に対応するとともに、顧客・市場のニーズを素早くかつ的確に把握し、そのニーズに応える商品・サービス・情報の提供に努めます。

(3)商品・サービスの品質・安全の確保

商品・サービスの品質・安全に配慮し、品質・安全性の維持および向上並びに事故の未然防止に努めます。

事故またはトラブルが発生した場合には、迅速な対応を行い、社内外に対して、事実の隠蔽および虚偽の報告・発表は行いません。

4. 社会貢献

(1)環境への配慮

省エネルギー、省資源および3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進します。

資材・サービスの調達に際し、環境負荷の少ないものを、環境に配慮したサプライヤーから調達することを推進します。

(2)地域社会との良好な関係の構築・維持

住民・企業を含む近隣等の地域社会との良好な関係を構築・維持するとともに、積極的に社会に貢献するよう努めます。また、国際的な活動においては、活動する国・地域の文化や慣習を尊重し、その国・地域の発展に貢献できるよう努めます。

(3)反社会的勢力との関係遮断

反社会的勢力には毅然として対応し、反社会的勢力および反社会的勢力と関係ある取引先とは、いかなる取引も行わず、一切関係を持ちません。

(4)安全保障貿易

国際的な平和と安全を維持するために、輸出する商品・技術が、関係法令の規制の適用を受けるか否か、兵器の開発・製造等に用いられることがないか、漏れなく慎重に判断したうえで、輸出取引を行います。

大切にする価値観

1. 進取の精神

(1)果敢な挑戦

時代を先取りする創造力を発揮するとともに、高い目標を設定し、失敗をおそれることなく、企業価値をより高めるために、果敢に挑戦し続けます。

変化を続ける勇気と情熱を持ち続け、大胆、ユニークなアイデアを歓迎・尊重する企業風土をつくります。

(2)スピーディな行動

達成すべき目標に向かってスピードを持って行動するとともに、あらゆる変化に迅速に対応します。

(3)グローバル対応

グローバルな視点に立ち、一人ひとりが世界に通じるプロフェッショナルとなり、真のグローバル企業集団となることを目指します。

(4)スキルアップ

一人ひとりが常に学び成長する努力を継続し、自ら個々の能力・専門性のスキルアップをはかるとともに、組織の一員として他の社員の成長・スキルアップを支援します。

2. 同心協力

(1) 会社・組織の壁のない相互協力

会社・組織の壁を作らず、森六グループの持続的な発展およびグローバル社会への貢献という目標の実現に向け、心を一つにして相互に協力し、シナジー効果を発揮させます。

(2) 責任感と情熱を持った取り組み

強い責任感を持ち、率先して、主体的に、熱い思い(強い情熱)で取り組みます。
傍観者や社内批評家・評論家にはなりません。

(3) 密接なコミュニケーションとチームワーク

業務遂行にあたっては、関係者との密接なコミュニケーションをはかり、良好なチームワークのもとで、個人の力の総和を上回る成果を実現します。

【運用】

(1) 指導・監督

役員および管理職は、自己が管理する立場にある社員が、森六行動指針に定める事項を遵守するよう、指導・監督するものとします。

(2) 報告・相談

森六行動指針に抵触する行為をした場合、森六行動指針若しくはその他法令に違反する行為または違反のおそれのある行為を発見した場合、直ちに直属の上長またはあらかじめ指定された窓口に報告するものとします。

(3) 不利益な扱いの禁止

報告・相談をした者の秘密は厳正に保持されるものとし、報告・相談をしたことを理由に不利益な扱いをしてはならないものとします。

役員および管理職は、自己が管理する立場にある職場において、そのような取扱いが生じないよう注意を払うものとします。

(4) 事実調査への協力

森六行動指針、法令または社内外のルールに違反する行為や言動の有無に関する事実調査への協力の要請があった場合には、当該事実調査に協力するものとします。

(5) 制裁

森六行動指針に違反した者や違反を放置した者は、その内容に応じて、就業規則等に基づく制裁および人事評価や処遇上の不利益処分の対象となるものとします。

以 上

2014 年 4 月 1 日 制定・施行

2022 年 12 月 26 日 分類一部変更